

コンピュータ帳票見積仕様書

次に掲げる物件について、**2026年8月18日(火)** までに見積書を資産活用課へ提出してください。
見積書提出用メールアドレス【chotatu@city.fukuyama.hiroshima.jp】

なお、見積書は番号ごとに分けてください。※見本は要求課に返却すること※
見積金額は契約希望金額から消費税相当額を除いた額を記載してください。(競争は見積金額で行います。)
本案件についての質問がある場合は、案件公開週の木曜日までに質問書を提出してください。回答の公表は金曜日を予定しています。

見積り合わせの結果については、書面又は福山市ホームページにより公表しますので、**落札された場合は、公表の日から原則、5日以内に発注書を受領(契約締結)してください。**

見積書を提出された場合は、福山市契約規則第3条に基づき、請書をもって契約書に代えること、又は第4条に基づき、見積書をもって契約書に代えることに同意していただいた ものとします。なお、契約の履行については、地方自治法施行令、福山市契約規則及び福山市物品調達契約約款の定めるところとします。

※何番の見積書であるかを必ず見積書内に記載してください。 手書き可。 例)⑤ 例)No.5 例)番号:5

番号	要求課	負担行為番号	品名	品質規格その他	納品方法	数量呼称	納品場所	希望納期
1	土木管理課	36079	福山市道路占用料納付書	仕様書のとおり	搬入	2,000枚	土木管理課	2027年3月12日
			福山市道路占用料納付書整合性試験用	仕様書のとおり	搬入	1,000枚	土木管理課	2027年3月12日
			福山市溝渠使用料納付書	仕様書のとおり	搬入	10,000枚	土木管理課	2027年3月12日
			福山市溝渠使用料納付書整合性試験用	仕様書のとおり	搬入	1,000枚	土木管理課	2027年3月12日
			福山市溝渠使用料口座振替通知書	仕様書のとおり	搬入	5,000枚	土木管理課	2027年3月12日

の見積書は、福山地区消防組合用の様式を使用してください。

No.1-1 【印刷仕様書】

帳 票 名 福山市道路占用料納付書・福山市溝渠使用料納付書（２種類）

規 格 紙質等共通規格：「共通仕様書」のとおり
溝渠使用料 「２色刷：文字色グリーン・赤」
別紙の色は指定色と若干異なる場合があります。

サ イ ズ 縦：２１０．００mm 横：２９７．００mm

レイアウト 別紙をベース(表面・裏面あり)
株式会社ゆうちょ銀行の「振替払込書作成基準」を満たすこと。
ゆうちょテスト時は上段項目についてもプリントすること。

連 単 区 分 単票

印 刷 枚 数	道路占用料	２，０００枚	計１４，０００枚
	溝渠使用料	１０，０００枚	(本印刷 計１２，０００枚)
	整合性試験用	各１，０００枚	(テスト用 計２，０００枚)

納品の流れ ①版下（表裏１枚ずつ）とポジフィルム（払込書の裏面部分含む）を納品。
２０２６年９月１１日(金)期限

②東京貯金事務センターによる版下の検証後、結果を土木管理課より連絡します。版下の修正がある場合、版下の再提出をお願いします。
(合格するまで同じ作業を行います。)

③版下の検証合格後、整合性試験用の納付書各１，０００枚を納品。

④東京貯金事務センターによる整合性試験合格後、土木管理課より連絡します。
その後、納付書を計１２，０００枚納品。 **２０２７年３月１２日(金)期限**

納 品 場 所 土木部土木管理課

担 当 土木管理課 杉田 (TEL０８４－９２８－１０７９)

注 意 事 項

- ・マルチペイメントネットワーク標準基準のため、ゆうちょ銀行のテスト承認後の印刷になります。
- ・株式会社ゆうちょ銀行の「振替払込書作成基準」を基に版下を作成いただくことになります。
- ・落札後、納付書の様式について要協議（１回）。
- ・版下提出時に要校正（１回）。
- ・帳票は１，０００枚を１箱とし、箱入りで納入するものとする。
- ・帳票の箱には上記の「帳票名」を印刷又は紙にプリントし糊付けすること。

共通仕様書

①

27

福山市公金
納入済通知書

公

通常払込料金
加入者負担

金額
訂正

15

加入者名

福山市会計管理者

口座記号
番号

3

00160-7-967031

合計
金額

7

円

収納機関
番号

8

納付
番号

9

確認
番号

10

16

納付
区分

11

納期限

17

2

34

5

延滞金額

6

合計金額

13

領収日付印

納付者名前〔住所等非表示払込書〕

(福山市控)

19

福山市公金
原符兼払込金受領証

公

通常払込料金
加入者負担

加入者名

福山市会計管理者

口座記号
番号

4

00160-7-967031

納期限

納付金額

円

延滞金額

円

合計金額

12

円

(住所等非表示払込書)

納付者名

主管課名

領収日付印

14

(金融機関控)

この受領証は、大切に保管してください。

125mm

55.34mm

114.3mm

1. 刷色

- 表面の印刷濃度はPCS値0.6以上とする。
- 推進色（次の色又は次の色に順ずる色とする。）
 - 赤…日本フォーム印刷工業連合会　B F インキ刷色見本
 - 上質紙オフセット印刷　B F 金赤
 - ＊ドロップアウトカラーインク使用部、⑤・⑥にあり。裏面ドロップアウトカラーインク

2. 紙質

- 次のとおりとする。
 - ・O C R 用紙四六版で70kg
 - ・N I P 用紙四六版で70kg
- 推進紙
 - ・O C R 用紙…O C R 7 2
 - ・N I P 用紙…N I P < 7 0 > もしくはD S K - N < 7 0 >

3. ミシン目

- ・用紙の各票間には、次の条件による刷りミシン目を入れること。
 - タイ部…1mm
 - カット部…3mm
- ・タイ部1mm、カット部3mmが不可能な場合は、タイ部とカット部の比率が1対3であれば差し支えない。
- ただし、タイ部は1mm以下とする。

4. 裁断誤差

- ・ミシン目及びディタッチャーでの裁断誤差許容範囲は±0.5mm以内とする。
- 上辺及び左辺については、±0.5mmの基準を特に厳守すること。

5. ①部の表示について

- ・番号「27」
- ・字体J I S　O C R - B フォント　サイズI
- ・文字間隔10文字／25.4mm（1インチ）
- ・枠線の太さ0.5mm

6. ②部の表示について

- ・番号「34」
- ・字体J I S　O C R - B フォント　サイズI
- ・文字間隔10文字／25.4mm（1インチ）
- ・枠線の太さ0.4mm
- ・位置払込書上辺と枠線上辺の間が40mm

7. ③, ④部の表示について

- ・番号「00160-7-967031」
- ・字体J I S　O C R - B フォント　サイズI

8. ⑤, ⑥部の表示について

- ・塗色1で規定する刷色を基本とし、枠線も含めドロップアウトカラーインクを使用すること。
- ・位置払込書上辺と枠線上辺の間が60mm

9. ⑦～⑪（太線囲み枠）部の表示について

- ・枠線の太さ0.5mm
- ・⑦の位置右側点線部分と枠線右辺の間が4.16mm

10. ⑫～⑭（太線囲み枠）部の表示について

- ・枠線の太さ0.4mm

11. ⑬, ⑭（領収日付印）部について

- ・押印部分の大きさ縦28mm×横28mm
- ・⑬の位置払込書上辺と枠線上辺の間が60mm

12. ⑮部の表示について

- ・枠線の太さ0.3mm
- ・大きさ縦5mm×横10.16mm
- ・位置右側点線部分と枠線右辺の間が4.16mm

13. ⑯部の表示について

- ・枠線の太さ0.3mm
- ・大きさ縦13mm×横9.16mm
- ・位置右側点線部分と枠線右辺の間が4.16mm
払込書上辺と枠線上辺の間が23mm

14. ⑰部（▼）の表示について

- ・位置払込書左辺と一番左の▼の間が31.11mm、▼同士の間が12.7mm

15. ⑱部の表示について

- ・位置払込書上辺と□の間が42.5mm

16. ⑲部の表示について

- ・塗色は、1で規定する刷色を基本とし、高さ2mmにベタ塗りをする。

17. その他

- ・文字等の表示は、ここに示す以外の項目についての表示は各帳票に示すとおりにする。
- ・寸法は各帳票に示すとおりにし、単位は全てmmとする。
- ・測定は全て線心とする。
- ・納入通知書の裏面に印刷部がある場合、裏面の印刷濃度はP C S 値0.1以下（表面からの測定値）とする。
- ・裏面へは、ミシン目の印刷を行わないこと。

福山市道路占用料納付書(表)

27

福山市公金
納入済通知書

公

通常払込料金
加入者負担

金額
訂正

加入者名

福山市会計管理者

口座記号
番

00160-7-967031

合計
金額

円

収納機
番

号

納付
番号

確認
番号

納付
区分

納期
限

34

延滞金額

円

合計金額

円

納付者名前[住所等非表示払込書]

領収日付印

(福山市控)

福山市公金
原符兼払込金受領証

公

通常払込料金
加入者負担

加入者名

福山市会計管理者

口座記号番号

00160-7-967031

納期限

納付金額

円

延滞金額

円

合計金額

円

納付者名

(住所等非表示払込書)

納付番号

主管課名

領収日付印

(金融機関控)

この受領証は、大切に保管してください。

福山市公金 納付書 兼 領収証書

納付者名

年度

納付番号

納付金額

円

延滞金額

円

合計金額

円

納期限

領収日付印

収入印紙不要

(納付者保管)

- ◎許可条件
(占用物件の管理)
- 1 占用物件の管理は、善良な管理者の注意をもって最善の管理をすること。
(1) 占用区域及びその周辺は、常に清掃するとともに環境の美化を図ること。
(2) 占用物件には、広告物類を添加し、又は塗布しないこと。
(占用許可の取消し)
- 2 次の場合は、占用許可の取消し又は変更を命ずることがある。
この場合、占有者はいかなる事情があっても、何ら異議申立て又は損害賠償、損失補償その他の請求をすることはできない。
(1) 占用物件の設置又は管理に関し、法令及び許可条件に違反したとき。
(2) 道路管理上支障を生じたとき。
(損害賠償義務)
- 3 占用物件及び占用方法等により第三者に対して損害を与えた場合、占有者の責任において一切の問題を解決し、その責めを負い市に迷惑をかけないこと。
(占用目的の変更)
- 4 占用許可を受けた後、占用の目的・構造等を変更しようとするときは、市長の許可を受けること。
また、名義、住所等を変更した場合は、速やかに変更届を提出すること。
- 5 占用期間満了後、引き続き占用しようとするときは、占用期間満了前に占用許可継続申請書を提出し、新たに許可を受けること。

- ◎延滞金について
- 土木使用料(道路占用料・溝渠使用料など)の未納額に、年14.6パーセント(各年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合(道路法第32条第1項の規定による許可に係る道路占用料にあつては、年14.5パーセントを上限とする。))を乗じて算出しますが、納付の日が、納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については、特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(7.3パーセントを上限とする。)を乗じて算出した額を、延滞金として納付していただきます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。
- (注)
- ・土木使用料が2,000円未満の場合は、延滞金はありません。
 - ・土木使用料に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて延滞金を計算します。
 - ・延滞金額が2,000円未満の場合は、延滞金はありません。
 - ・延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てます。

- ◎審査請求及び訴訟
- この許可証に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福山市長に対して審査請求をすることができます。また、当該審査請求に対する福山市長の裁決があつたことを知った日から6か月以内に、福山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において福山市を代表する者は、福山市長となります。)。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する福山市長の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納付場所

◆次の金融機関の全国店舗

広島銀行	中国銀行	山陰合同銀行
山口銀行	百十四銀行	伊予銀行
西日本シティ銀行	トマト銀行	もみじ銀行
香川銀行	愛媛銀行	広島信用金庫
しまなみ信用金庫	笠岡信用組合	広島県信用組合
信用組合広島商銀	両備信用組合	備後信用組合
中国労働金庫	福山市農業協同組合	広島県信用漁業協同組合連合会
ゆうちょ銀行		
(合併等に伴い名称変更される場合があります。読み替えてください。)		

- ◎納付には便利な口座振替で
口座振替をご利用になりますと、納期のつど銀行や市役所へお出かけになる必要がなく、納め忘れがなくなります。
お申し込みは口座振替依頼書が必要です。担当課へ電話をお願いします。

納期内納付にご協力を

- (ご注意)
- ・この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
 - ・この振込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
 - ・払込みの際、法令等に基づき、依頼人様(および代理人様)の運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
 - ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。
 - ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。
 - ・なお、備考欄に「口座払」の印字をしたものは、通常貯金口座から指定口座への払込みが行われたものです。

問合せ先			
土木管理課	084-928-1079	沼隈建設産業課	084-980-7709
松永建設産業課	084-930-0412	神辺建設産業課	084-962-5013
北部建設産業課	084-976-8807		

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないように特にご注意ください。
また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)

この場所には何も記載しないでください。

福山市溝渠使用料納付書(表)

27

福山市公金
納入済通知書

公

通常払込料金
加入者負担

金額
訂正

加入
者名

福山市会計管理者

口座記号
番号

00160-7-967031

合計
金額

円

収納機
関番
号

納付
番号

確認
番号

納付
区分

納期
限

34

延滞金額

円

合計金額

円

納付者名前(住所等非表示払込書)

領収日付印

(福山市控)

福山市公金
原符兼払込金受領証

公

通常払込料金
加入者負担

加 入 者 名

福 山 市 会 計 管 理 者

口 座 記 号 番 号

00160-7-967031

納期限

納付
金額

円

延滞
金額

円

合計
金額

円

納付
者名

(住所等非表示払込書)

納付
番号

主管課名

領収日付印

(金融機関控)

この受領証は、大切に保管してください。

福山市公金 納付書 兼 領収証書

納付
者名

年 度

納 付 番 号

納 付 金 額

円

延 滞 金 額

円

合 計 金 額

円

納 期 限

領 収 日 付 印

収入印紙不要

(納付者保管)

福山市溝渠使用料納付書(裏)

◎許可条件

- 1 申請内容(数量・名義・住所等)を変更した場合は、速やかに変更届を提出しなければならない。
- 2 使用地の保存修理その他の費用は、使用者が負担しなければならない。天災地変により大破を生じたときは、この許可を取り消し、又は変更することがある。
- 3 使用者は、市の許可なく当初の目的以外に使用し、使用权を担保に供し、又はその使用权を他に移すことはできない。
- 4 使用者は、使用地に物件があるときは、市の許可を受けなければこれを使用し、又は取り払ってはならない。
- 5 使用者は、許可なく使用地の原形を変えてはならない。
- 6 使用者においてこの許可証の事項に違反し、又は故意、過失により公共用財産を荒廃させた場合、この許可を取り消すことがある。
- 7 使用者がこの許可証を受け取ってから3か月以内に使用を開始しない場合は、この許可を取り消し、返還を命ずる。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。
- 8 使用期間中でも法律、政令等の施行により、又は公益上必要がある場合は、いつでもこの許可証の事項を変更し、又はこの使用地の全部若しくは一部の使用を差し止めることがある。
この場合、使用者は、いかなる事情があってもこれを拒むことはできない。
- 9 前3項の処分により使用权を失い、又は使用权の行使に変更があったために使用者に損失があった場合、市はその賠償の責めを負わない。使用权を失った場合、当該地内に現存する使用者の物件は、使用者の費用をもって市が指定する期日までにこれを除去するものとする。期日までに除去しないときは、市においてこれを除去し、それに要した費用を使用者から徴収する。使用期間の満了又は使用者の都合により使用地を返還した場合も、同様の取扱いとする。
- 10 使用权を失った場合において、使用地の原形を変えているときは、市から指定する期日までに使用者の費用をもって原形に復さなければならない。
- 11 使用溝渠の清掃は、毎月1回以上使用者において行わなければならない。
- 12 使用者とその地先の利害関係者との間に紛争が生じた場合は、この許可を取り消し、返還を命ずる。
- 13 工事着手及び竣工に際しては、それぞれ市長に届け出て指示及び検査を受けなければならない。
- 14 使用に伴って市の管理する物件に損害を与えた場合は、使用者の費用をもって原形に復さなければならない。

◎福山市税外収入金の督促及び滞納処分条例
(延滞金)

第4条

- 1 納付義務者が、納期限後に税外収入金を納付した場合は、当該納付金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント(督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を延滞金として徴収する。ただし、延滞金の額が2,000円未満であるときは、この限りでない。

◎審査請求及び訴訟

この許可証に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福山市長に対して審査請求をすることができます。また、当該審査請求に対する福山市長の裁決があったことを知った日から6か月以内に、福山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において福山市を代表する者は、福山市長となります。)。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する福山市長の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納付場所

◆次の金融機関の全国店舗

広島銀行	中国銀行	山陰合同銀行
山口銀行	百十四銀行	伊予銀行
西日本シティ銀行	トマト銀行	もみじ銀行
香川銀行	愛媛銀行	広島信用金庫
しまなみ信用金庫	笠岡信用組合	広島県信用組合
信用組合広島商銀	両備信用組合	備後信用組合
中国労働金庫	福山市農業協同組合	広島県信用漁業協同組合連合会
ゆうちょ銀行		

(合併等に伴い名称変更される場合があります。読み替えてください。)

◎納付には便利な口座振替で

口座振替をご利用になりますと、納期のつど銀行や市役所へお出かけになる必要がなく、納め忘れがなくなります。

お申し込みは口座振替依頼書が必要です。担当課へ電話をお願いします。

◎溝渠使用料について

こうきょしようりょう

溝渠使用料とは、福山市が管理する溝や水路の上に、住宅や店舗等への進入用の蓋掛けをしたことに対する、公共用地の使用料です。

使用面積に応じて、納付をお願いしています。

蓋掛けの新設や撤去、使用者の変更などをされる場合は、担当課へお問合わせください。

納 期 内 納 付 に ご 協 力 を

(ご注意)

・この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

・この振込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

・払込みの際、法令等に基づき、依頼人様(および代理人様)の運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いします場合があります。

・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知する場合があります。

・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

・なお、備考欄に「口座払」の印字をしたものは、通常貯金口座から指定口座への払込みが行われたものです。

問合せ先

土 木 管 理 課	084-928-1079	沼隈建設産業課	084-980-7709
松永建設産業課	084-930-0412	神辺建設産業課	084-962-5013
北部建設産業課	084-976-8807		

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないように特にご注意ください。
また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)

この場所には何も記載しないでください。

No.1-2

【仕様書】

帳 票 名 福山市溝渠使用料口座振替通知書

規 格 紙質

- ・ OCR用紙四六版で70kg
(推進紙) OCR用紙…OCR72
- ・ NIP用紙四六版で70kg
(推進紙) NIP用紙…NIP<70>もしくはDSK-N<70>
道路占用料「1色刷:文字色 青紫」
溝渠使用料「1色刷:文字色 深緑」
別紙の色は指定色と若干異なる場合があります

サ イ ズ 縦:210.00mm 横:297.00mm

レイアウト 別紙をベース(片面印刷) ミシン目あり

連 単 区 分 単票

印 刷 枚 数 溝渠使用料 5,000枚

納 入 期 限 2027年 3月 12日(金)

納入日については別途協議

納 品 場 所 福山市土木部土木管理課

担 当 土木管理課 杉田(TEL084-928-1079)

- 注 意 事 項
- ・ 落札後、口座振替通知書の様式について要協議(1回)
 - ・ 印刷前に要校正(1回)
 - ・ 帳票は1,000枚を1包として納入するものとする
 - ・ 帳票の包装には上記の「帳票名」を印刷又は紙にプリントし糊付けすること

◎審査請求及び訴訟

この許可証に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福山市長に対して審査請求をすることができます。また、当該審査請求に対する福山市長の裁決があったことを知った日から6か月以内に、福山市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において福山市を代表する者は、福山市長となります。）。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する福山市長の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

- （１）審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- （２）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

◎許可条件

- １ 申請内容(数量・名義・住所等)を変更した場合は、速やかに変更届を提出しなければならない。
- ２ 使用地の保存修理その他の費用は、使用者が負担しなければならない。天災地変により大破を生じたときは、この許可を取り消し、又は変更することがある。
- ３ 使用者は、市の許可なく当初の目的以外に使用し、使用権を担保に供し、又はその使用権を他に移すことはできない。
- ４ 使用者は、使用地に物件があるときは、市の許可を受けなければこれを使用し、又は取り払ってはならない。
- ５ 使用者は、許可なく使用地の原形を変えてはならない。
- ６ 使用者においてこの許可証の事項に違反し、又は故意、過失により公共用財産を荒廃させた場合、この許可を取り消すことがある。
- ７ 使用者がこの許可証を受け取ってから3か月以内に使用を開始しない場合は、この許可を取り消し、返還を命ずる。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。
- ８ 使用期間中でも法律、政令等の施行により、又は公益上必要がある場合は、いつでもこの許可証の事項を変更し、又はこの使用地の全部若しくは一部の使用を差し止めることがある。
この場合、使用者は、いかなる事情があってもこれを拒むことはできない。
- ９ 前3項の処分により使用権を失い、又は使用権の行使に変更があったために使用者に損失があった場合、市はその賠償の責めを負わない。使用権を失った場合、当該地内に現存する使用者の物件は、使用者の費用をもって市が指定する期日までにこれを除去するものとする。期日までに除去しないときは、市においてこれを除去し、それに要した費用を使用者から徴収する。使用期間の満了又は使用者の都合により使用地を返還した場合も、同様の取扱いとする。
- 10 使用権を失った場合において、使用地の原形を変えているときは、市から指定する期日までに使用者の費用をもって原形に復さなければならない。
- 11 使用溝渠の清掃は、毎月1回以上使用者において行わなければならない。
- 12 使用者とその地先の利害関係者との間に紛争が生じた場合は、この許可を取り消し、返還を命ずる。
- 13 工事着手及び竣工に際しては、それぞれ市長に届け出て指示及び検査を受けなければならない。
- 14 使用に伴って市の管理する物件に損害を与えた場合は、使用者の費用をもって原形に復さなければならない。

◎福山市税外収入金の督促及び滞納処分条例

（延滞金）

第4条

１ 納付義務者が、納期限後に税外収入金を納付した場合は、当該納付金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して10日をを経過した日以前の期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を延滞金として徴収する。

ただし、延滞金の額が2,000円未満であるときは、この限りでない。

◎溝渠使用料について

こうきょしよりりょう

溝渠使用料とは、福山市が管理する溝や水路の上に、住宅や店舗等への進入用の蓋掛けをしたことに対する、公共用地の使用料です。

使用面積に応じて、納付をお願いしています。

蓋掛けの新設や撤去、使用者の変更などをされる場合は、担当課へお問合わせください。

◎お問合わせ先

土 木 管 理 課	０ ８ ４ － ９ ２ ８ － １ ０ ７ ９	沼 隈 建 設 産 業 課	０ ８ ４ － ９ ８ ０ － ７ ７ ０ ９
松 永 建 設 産 業 課	０ ８ ４ － ９ ３ ０ － ０ ４ １ ２	神 辺 建 設 産 業 課	０ ８ ４ － ９ ６ ２ － ５ ０ １ ３
北 部 建 設 産 業 課	０ ８ ４ － ９ ７ ６ － ８ ８ ０ ７		